

# 国民健康保険税の計算の仕方

保険税 = 医療分 + 後期高齢者支援分 + 介護分

下表は1年分の計算方法です。

内訳	所得割額 (A)		均等割額 (B)		世帯別平等割 (C)		算出額 (A) + (B) + (C)
医療保険分 (0歳～74歳)	賦課総所得金額 ※1 × 7.7%		加入者数 × 21,000円		1世帯あたり 20,000円		①医療分保険税 限度額 540,000円
後期高齢者 支援金分 (0歳～74歳)	賦課総所得金額 ※1 × 2.9%	+	加入者数 × 10,000円	+		=	②支援金分保険税 限度額 190,000円
介護保険分 (40歳～64歳)	賦課総所得金額 ※1 × 2.1%		加入者数 × 14,000円				③介護分保険税 限度額 160,000円
<p>年度の途中で加入または脱退した場合は、保険税を月割で計算します。 国保をやめた場合はその月の前月分まで、国保に加入した場合はその月分 から賦課します。</p>							<p>合計 ①+②+③ 限度額 890,000円</p>

## ※1 賦課総所得金額の算出方法

所得 1月～12月	-	基礎控除 33万円	=	賦課基準額	・・・加入者ごとに計算
--------------	---	--------------	---	-------	-------------

加入者ごとに賦課基準額を算出し世帯で合算したものを賦課総所得金額として計算します。

※ 所得税、住民税では所得から扶養控除、社会保険料等各種控除分を引いた金額を基に算定しますが、国民健康保険税では、基礎控除のみを引いて算定します。

## 《保険税算定の対象となる主な所得》

給与所得、公的年金所得、事業所得(農業、営業等)、不動産所得、譲渡所得、株式等の配当所得等の合計金額が、保険税算定の対象となります。

## 《所得に応じた保険税の減額》

前年中の世帯総所得金額が基準額以下の世帯は、世帯総所得金額に応じて均等割額および平等割額を7割、5割、2割軽減します。(所得未申告の方が世帯員にいる場合軽減の対象外となります。)

世帯の総所得金額	軽減等の割合
330,000円以下	7割軽減
330,000円 + (270,000円 × 加入者数) 以下	5割軽減
330,000円 + (490,000円 × 加入者数) 以下	2割軽減

※・軽減の判定は世帯主が国民健康保険に加入してない場合でも加算します。

・公的年金所得(65歳以上)は、1人当たり最大15万円を除いた金額を使用します。

## 《非自発的失業者の保険料を軽減》

倒産、解雇、雇い止め等により離職した場合は給与所得を30/100として保険料を算定します。

### 《計算例1》

40歳世帯主(給与収入400万円(所得266万円))、38歳妻(給与収入162万円(所得97万円))、10歳と8歳の4名が国民健康保険に加入する場合

世帯主 266万円－33万円(基礎控除)＝233万円 } 297万円…賦課総所得  
 妻 97万円－33万円(基礎控除)＝64万円 }

・医療費分		※100円未満切捨	
所得割	297万円×7.7%＝228,690円		
均等割	21,000円/人×4人＝84,000円		
平等割	20,000円/世帯	計	332,600円
・後期高齢者支援分			
所得割	297万円×2.9%＝86,130円		
均等割	10,000円/人×4人＝40,000円	計	126,100円
・介護納付金分(40～64歳まで)			
所得割	233万円×2.1%＝48,930円		
均等割	14,000円/人×1人＝14,000円	計	62,900円
			合計 521,600円

### 《計算例2》

40歳世帯主(営業所得120万円)、38歳妻(給与収入100万円(所得35万円))、10歳と8歳の4名が国民健康保険に加入する場合

世帯主 120万円－33万円(基礎控除)＝87万円 } 89万円…賦課総所得  
 妻 35万円－33万円(基礎控除)＝2万円 }

※ 夫婦2人の所得合計が155万円で4人加入であると、225万円以下で均等割、平等割が2割軽減となる

・医療費分		※100円未満切捨	
所得割	89万円×7.7%＝68,530円		
均等割	21,000円/人×4人＝84,000円	} 20%軽減 △20,800円	
平等割	20,000円/世帯＝20,000円		計
・後期高齢者支援分			
所得割	89万円×2.9%＝25,810円		
均等割	10,000円/人×4人＝40,000円	…20%軽減	△8,000円
			計 57,800円
・介護納付金分(40～64歳まで)			
所得割	87万円×2.1%＝18,270円		
均等割	14,000円/人×1人＝14,000円	…20%軽減	△2,800円
			計 29,400円
			合計 238,900円

# 平成29年度 一宮町国民健康保険税概算額計算表

国民健康保険税は基礎分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合計で課税されます。

## 《基礎分の計算》

①所得割 計算方法：(所得金額－基礎控除 330,000円) × 7.7%

1人目 (所得 \_\_\_\_\_ 円－ 330,000 円) × 7.7% = \_\_\_\_\_ 円

2人目 (所得 \_\_\_\_\_ 円－ 330,000 円) × 7.7% = \_\_\_\_\_ 円

3人目 (所得 \_\_\_\_\_ 円－ 330,000 円) × 7.7% = \_\_\_\_\_ 円

4人目 (所得 \_\_\_\_\_ 円－ 330,000 円) × 7.7% = \_\_\_\_\_ 円

②均等割 加入者1人あたり 21,000 円 × \_\_\_\_\_ 人 = \_\_\_\_\_ 円

③平等割 加入1世帯あたり 20,000 円 × 1 世帯 = 20,000 円

基礎分合計(①+②+③ 上限 540,000円) 100円未満切捨 \_\_\_\_\_ 円…… A

## 《後期高齢者支援金分の計算》

④所得割 計算方法：(所得金額－基礎控除 330,000円) × 2.9%

1人目 (所得 \_\_\_\_\_ 円－ 330,000 円) × 2.9% = \_\_\_\_\_ 円

2人目 (所得 \_\_\_\_\_ 円－ 330,000 円) × 2.9% = \_\_\_\_\_ 円

3人目 (所得 \_\_\_\_\_ 円－ 330,000 円) × 2.9% = \_\_\_\_\_ 円

4人目 (所得 \_\_\_\_\_ 円－ 330,000 円) × 2.9% = \_\_\_\_\_ 円

⑤均等割 加入者1人あたり 10,000 円 × \_\_\_\_\_ 人 = \_\_\_\_\_ 円

基礎分合計(④+⑤ 上限 190,000円) 100円未満切捨 \_\_\_\_\_ 円…… B

## 《介護納付金の計算 (40歳から64歳までの方のみ)》

⑥所得割 計算方法：(所得金額－基礎控除 330,000円) × 2.1%

1人目 (所得 \_\_\_\_\_ 円－ 330,000 円) × 2.1% = \_\_\_\_\_ 円

2人目 (所得 \_\_\_\_\_ 円－ 330,000 円) × 2.1% = \_\_\_\_\_ 円

3人目 (所得 \_\_\_\_\_ 円－ 330,000 円) × 2.1% = \_\_\_\_\_ 円

4人目 (所得 \_\_\_\_\_ 円－ 330,000 円) × 2.1% = \_\_\_\_\_ 円

⑦均等割 加入者1人あたり 14,000 円 × \_\_\_\_\_ 人 = \_\_\_\_\_ 円

基礎分合計(⑥+⑦ 上限 160,000円) 100円未満切捨 \_\_\_\_\_ 円…… C

国民健康保険税の年税額は A・B・Cの合計額 \_\_\_\_\_ 円です

- ・実際に国民健康保険に加入する方について、上の計算をしてください。
- ・加入者が5人以上の場合も同様に計算してください。
- ・所得金額からの控除は基礎控除だけで、その他の控除(生命保険料控除等)はありません。
- ・年度途中の加入脱退がある場合は、月割りで計算します。
- ・加入人数と所得に応じて軽減(均等割、平等割部分)制度があります。

注) 国保世帯に未申告者の方がいらっしゃる場合は軽減がかかりません。

詳細は税務課課税係にお問い合わせください。  
電話 0475-42-2114(直通)